

政令第 号

土地区画整理法施行令の一部を改正する政令

内閣は、更生保護事業法等の一部を改正する法律（平成十四年法律第四十六号）の施行に伴い、土地区画整理法（昭和二十九年法律第一百十九号）第九十五条第一項第三号の規定に基づき、この政令を制定する。

土地区画整理法施行令（昭和三十年政令第四十七号）の一部を次のように改正する。

第五十八条第三項第五号中「又は更生保護事業法」を「、更生保護事業法」に、「更生保護事業を営む者が」を「継続保護事業を営む者又は同法第四十七条の二の届出をして一時保護事業若しくは連絡助成事業を営む者が、」に改める。

附 則

この政令は、更生保護事業法等の一部を改正する法律の施行の日（平成十四年六月十日）から施行する。

理 由

更生保護事業法等の一部を改正する法律の施行に伴い、土地区画整理法施行令の規定を整備する必要があるからである。